

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第24号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|----------------|---|----------------|--|
| 別表第2（第3条関係） | | 別表第2（第3条関係） | |
| 次長 | (略) | 次長 | (略) |
| 企画 | (1)～(18) (略) | 企画 | (1)～(18) (略) |
| 総務 部長 | | 総務 部長 | <u>(19) 企業債の収入及び元利償還 の決定に関すること。</u> <u>(20) 一時借入金の借入及び元利 償還に関すること。</u> <u>(21) 資金運用に関すること。</u> |
| 財務 担当 部長 | <u>(1) 企業債の収入及び元利償還 の決定に関すること。</u> <u>(2) 一時借入金の借入及び元利 償還に関すること。</u> <u>(3) 資金運用に関すること。</u> | | |
| | (略) | | (略) |
| 営業 調査 課長 | (略) | 企画 調査 課長 | (略) |
| | (略) | | (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)